様式第17号（第14条関係）

|  |
| --- |
|  　　　第　　　　　　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　様 　　 　丸亀市長 　　 印住居確保給付金支給停止通知書　　　年　　月　　日第　　　　　号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。記１　支給停止時期　　　　　　年　　月から（　　年　　月家賃相当分から）２　支給停止の理由　　　職業訓練受講給付金を受給する予定であるため |

（注意事項）

　１　停止期間中に常用就職した場合には常用就職届を、自立相談支援機関に提出して下さい。

　２　職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住居確保給付金の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住居確保給付金支給再開届」を自立相談支援機関に提出して下さい。

　３　訓練修了日までに「住居確保給付金支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

１　この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（市長が被告の代表になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。